

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト  
入会及び退会の手続きに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト（以下「本法人」という。）定款第7条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会の手続について必要な事項を定める。

(入会の手続き)

第2条 本法人に正会員及びスクール会員及び賛助会員として入会しようとする者は、様式1の入会申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得る。

(承認の許諾)

第3条 前条の規定により入会申請書が理事長に提出されたとき、理事会は遅滞なく承認の許諾を決定しなければならない。

(退会)

第4条 本法人を退会しようとする者は、様式2の退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得る。

(退会の承認)

第5条 前条の規定により退会届が理事長に提出されたとき、理事会は遅滞なく退会の許諾を決定しなければならない。

2 理事会は、会員が本協会定款第11条の規定により除名されることを予測して、退会届を提出した場合を除き、退会を承認する。

(規則の改正)

第6条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は平成25年1月13日より施行する。
- 2 この規則は平成26年4月5日より施行する。